

吉野川の厂史(その3)——藩の農村支配体制の面から見た勸農川除普請

正会員 工博 徳島大学教授 澤田 健吉

The History of Yoshino River (Part 3)

The Review of

Documents Related to Earth Works under Feudal Rule

by Kenkichi Sawada

概 要

前回は「庄屋豪農の日記類における洪水と普請の記録」と題して藩政時代の農民が河川工事の重要さをどの程度に意識したかを、農村側に残る記録によって調べた。今回は逆に藩側から出た文書の中に出水や勸農川除普請に関係した記述がどの程度目出せるかを課題として、藩法や農村法と云われるものの中から関係する条文を抜き出してコメントを加えた。しかし徳島藩の場合だけを取り挙げ纏めるのは資料不足で全体の理解が困難なため、先ず紀州藩の場合を参考にして体系を整えた。その後で徳島藩によって編纂された「元居書抜」を取り挙げ、その2800あまりある条文の中で郡制、普請奉行と分類された条文から関係深い記述を抜出した。この結果想像以上に具体的な記述や規定の多いのに驚いた。次に上の当然の、むしろ社会的モラルと云えるような規定に押ばうれた出先が如何なる対応をしているかを知るため、また郡代が農村を如何に見ていたかを分析するため、郡代の現地報告とも云える「御郡代御用掛申上書」を調べた。これにより藩側の第一線の郡代の動きは狭い徳島藩の中でも決して一律ではなく、藩側の指示に姑息に抵抗する者も、また案外現在の感覚にも通ずる機動的な動きをしている者も居る興味ある事実を知ることが出来た。

1. まえがき

藩政時代の農村で河川に手を加える行為が如何なる重要性を持っていたかを知るため、前回は豪農や庄屋に残した日記を読んだが、今回は逆に藩側から出た文書の中に出水や勸農川除普請に関係した記述がどの程度見出し得るかを課題とした。本論に入る前に先ず紀州藩の様子を調べたが、これは徳島藩に因する考察を進めていく時の骨組、すなわち記述の下敷きとしたのである。

2. 紀州藩農村法の場合

紀州藩においては「正保二年の定書」(1645)と「延宝五年の定書」(1677)とが、それぞれ農村に関する基本的事項を規定し、藩主が農民に遵守を命じた条規であると考えられている。これには川除普請に関した条文は無いが、紀州藩の場合農村法の種類は「定」以外に「覚」、「郷組一札」、「読聞書」および「御法度書」などがある。平山行三著「紀州藩農村法の研究」の資料編にはこれらの条文が紹介されているので、本論ではその中の勸農川除普請に関係した条文を抜き出してみる。「春廻之節読聞書付」は毎年春行われる藩の地方役人の方巡見の時、農民に読み聞かせる書付として宝暦三年(1753)の正月に編纂されたもので、38ヶ条よりなり農村行政上の諸般の事項が網羅されていて、農村の総合的法規となっている。その中24条と25条は

「24条 水損所は水除堤を致し水抜等之仕形常々其利害を考御普請をも願可申候洪水之節は庄屋肝煎頭百姓共罷出馳巡り池川橋破損可致弊の所は精出し防破損無之様可致候都而小破之内に繕可然所々は常に相改可申出候」と庄屋が先頭に立って見巡り破壊があまり大きくならない迄に発見修復せよと云い、「普請致懸り某段可申出候役人吟味の上賃銀等の儀追而相渡し可申候」と賃金の支拂を約している。また「請負之儀存寄次ヲ可願出候吟味之上可申付候所受に相成候へは普請等の儀も心之儘」、「勝手次ヲ可願出候早速遂吟味夫々願之通可申付候

請員に成候口口には大左屋左屋肝煎五人組頭百姓共能々相心得普請繕等疎林無之諸事怠り無之様に相互に可致の吟味候若疎林等有之及大破後難成候而は村々之傷銘々之難儀に相候事候間序時節無怠り修理可致事」と意見があるなら云え、吟味の上普請と許す。その時は大左屋を始めとし農民は上から下まで自分の問題なので精を出して仕事をすべきだと云っている。ここに大左屋から百姓までの農民の階級的序列が出ており、その頂点に大左屋があって多くの責任を持たされているのは、本論の後の記述とも関係しており注目すべき点である。

「25条 一池水井水共田人に任せず庄屋肝煎立会依估最賈片落無之様に水引番人正道に水引を可申候田人猥に水引せ仕我意候儀於有之者可爲曲事候水論其外都而異論多きは得手勝手我意が充り籠之儀無由事」、「今後互に候み猥成儀非儀無之様都何事にてもし之違心得我憎を先立狼藉要事を不仕様相極可申事」これらは至極あたりまえのことで、この程度の行為まで細かく規定する必要があったかの感ずうある。ただこの場合大左屋の名が使われず、庄屋肝煎立会のもと、となっている点に注目したい。いずれにしろこれらは「読聞書」と云われるように「足」とか「御法度」等と異り当然のことの駄目押としている感はまめがれない。

次の「元禄法規集」はすべて農村関係の法規で32条を収めている。その中本論に関係のあるものは1、10、16、25条の中にある記述で、「1-1 一在々池川破損之儀其近辺之庄屋肝煎百姓共常々バヲ附ケ小破之内ニ早速可申出候 1-2 一太川筋小川筋道橋共ニ水出候節ハ無断見廻り若破損可仕躰之所ハ防キ固可申候池々之義大雨之節ハ昼夜ニ不限見廻り破損無之様ニ可仕旨大庄屋竹村々庄屋肝煎共ニ念入可被申付候以上 亥四月 右紀州勢州郡奉行中へ申渡自今毎年此時節申渡」、「10-3 一旱損所ハ新池新井池ノ上置水損所ハ水除堤等之御普請願出可申候勿論池川道橋破損所小之儀ニテモ段々可申出事 附り風雨之節ハ池川道橋無油断見廻り破損不仕候様ニ防可申書」と洪水時の見廻りに大左屋が出るものの外は「読聞書」の場合と大差ない内容である。

「16-1 一在々小川筋許悪水溝路破損所御普請之節諸色入用所人足等村により其際之田地持主共へ致させ候所も有之由ニ相聞候村惣掛リニ可致筋と相見へ候間自今ハ諸入用所人足共ニ某村惣掛リニ可仕旨在々ハ可被申付候以上 入十月 右紀州勢州郡奉行中へ申渡」小川筋の悪水排除施設の破損の修復は小額の爲か地元負担だと云う。最後は「25-1 一在々小川筋ハ竹木等はへ出水出候節構ニ成候ハ但足輕ヲ遣し不残伐せ申候其節大庄屋出合吟味可仕候但大庄屋指合候ハハ杖突出合可申候」川筋にある竹木等で出水時水の流水の防になるものは大庄屋立合ならば伐っても良いと云うのだろうか、洪水に直面した時大左屋の持つ権限の一部を示している。

同じ元禄八年から同十四年までに発せられた農村法で掘内信綿「南紀徳川史」巻93郡制5に次の2つの条文を見出すことが出来る。「一在々池川御普請入用之杭木願出候節は元木数を記或は貳つ伐三つ伐杯有之元木数分候品有之候はは目今長何尺末は何寸之杭何程入候と杭数を記出候様在々へ申付可有之候乙上 卯十一月 口六郡兩熊野御代官郡奉行中并御勘定所大金蔵御毎手式歩口茶口夫金蔵へ申渡」 「大川筋御普請之節竹木頼伐持届人足湯わかし小遣人足小屋掛共外糧薪等諸入用之儀百姓手前にて相給品有之よしに付右爲吟味当年より奉行組足輕付置候間組のもの指図の通帳面に附記組の者判形と取置例の通割賦可仕旨大川筋の在々ハ可被申觸候以上 辰正月 口六郡奉行中へ申觸」池や川の普請に使用する杭木の寸法規格や本川沿いの普請用諸材料の所屬の管理に因する細かい規定が残っている。從來全く農民の数量に属すと考えていた事項に藩との関係が出て、紛らわしくなり必要になったと解して良い。それなりの組織の存在と現場の混乱を意味すると思われる。

最後は「元禄・宝永法規集」で元禄十五年から宝永元年までの12編36条の法規を集めたもので、ここで関心のあるのは6編の2つの条文である。「6-6 一新田畑荒起畑返り随分仕立可申候要所或ハ普請大造ニ有之所々ハ斗代免相又ハ銀先年数を可願出候若右之普請自力ニ難成所々ハ其品により御米をも借渡し可申儀ニ候間段々願出可申候」、「6-12 一旱損所ハ新池又ハ池之重置井水ヲ仕掛水損所ハ水除堤を仕水抜之仕形常々相考御普請を願可申候且又洪水之節ハ庄屋肝煎頭百姓共罷出池川道橋破損可仕躰之所ハ精出し防キ固破損無之様ニ可仕候想而小破之内繕可然所々ハ常々見立候而可申出候」普請の必要のある所は申し出を、又洪水時見廻りを厳重にして破損ヶ所は出来るだけ早く発見して手当を、など当時重要と思われる項目が繰返し申達されている。

したがいは前条に紹介の無い新しい意味を持つものは見出せない。当時としては川成之の対応としては早期発見早期修復を考えるだけで、従前よりもっと強固な施設を築くなどの対応は考え出せなかったと思われる。

以上の条文では全ての働きを中心に大庄屋が位置づけられているが、この性格は次の様に纏められている。紀州藩の場合農村支配機構は藩の役人としては最上層に勘定奉行があり、農村行政の最高責任者としてその地位は高く、初期には藩主の直接指揮下にあったとされる。勘定奉行の指揮を受け直接農民に接しオーソンの農村行政に当たったのが郡奉行と代官であった。一方支配される農村の行政単位は村であって、村々には庄屋が置かれ租税、戸口、水利、風紀、警察等村行政全般の事務を扱っていた。紀州藩では村がいくつか集って組を作り、各組に大庄屋がいた。この大庄屋の仕事は租税、土木、行政司法の3つに分けることが出来、土木の面における大庄屋の役割は極めて大きいと考えるのが妥当のようである。すなわち藩政初期には普請の際に人足の徴発もあったが、承応二年（1653）からは郷組単位で徴収された米が賃金として支拂われることになった。この徴集、管理、経理の面で大庄屋は最高責任者であり、また灌漑施設の普請の如き土木工事は利害関係が数ヶ村の範囲に及ぶことが多く大庄屋の調整が必要になる場合が多かったと思われるなど、その存在は重要であった。

地方行政機関としての郡奉行や代官と大庄屋の役割比較の問題であるが「正保二年の定書」及び殊に「延宝五年の定書」の意図したのは郡奉行や代官をオーソンとする農村支配体制である。彼等は共に勘定奉行の支配下にあり、藩庁の命令で任地に駐在して取務を行い、数年して他の取に転ずる身分の者であった。このような身分は現在のサラリーマンと同じで、彼等の犯す誤はいわゆる出世主義への志向であり、早い時期からこの弊害が出ていたようで、藩もこれを問題としたと思われる。こう見ると大庄屋は郡奉行や代官の問題点となる立場を逆に優位点として持っていたわけで、彼等の多くは中世以来の土豪であり、江戸時代以来帰農し藩から特権的地位を承認された者が多かった。したがって身分は百姓でも家柄の点では他の百姓を支配出来る名望を有し、その土地に永住し土地の事状に精通しかつその土地に愛着を持つ筈で郡奉行や代官とは比較にならない優位性を持つと思われる。このため藩政初期の農村支配体制は郡奉行や代官をオーソンにおき、大庄屋には補助者としての地位しか与えなかったけれども、元禄時代後半になると郷組の機能の活用を計り農村の統制のため郡奉行や代官の有した権限の一部を大庄屋に移譲し、機構の末端に組み入れたものに変えざるを得なかったと理解出来る。

前述のように大庄屋の機能を理解すると、どちらかと言うと農民の生活や行動を導るばかりで具体的なプロジェクトの立案と実施のエネルギーを感じることはなり農村法の見方が変わって来る。同時に紀州藩にとっての大普請であった小田井堰の計画施工と、それを担当した庄屋大畑玄蔵の取権と、（將軍吉宗に従って江戸に出て見沼代用水で名を成した紀州流工法の祖井沢弥惣兵衛、勿論弥惣兵衛は郡方役人として玄蔵に接していたため立場的には上であったが、技術的にリードしていたのはむしろ玄蔵であるという評価を得ている）実力を相俟することが出来る。ちなみに小田井堰とは宝永四年（1707）伊都郡小田村（現高野口町小田）の紀の川に堰を築き右岸から取水して名手市場に達する20kmの井筋を第一期工事とするものと、更にここから宝永六年（1709）に打田まで26kmを掘り進んだ井筋を第二期工事とするものを合せたものである。現在は打田から岩出町根来まで延長されていて第三期工事に当るが、享保十四年（1729）と言わゆる開削年次や担当者とははっきりしない。

3. 徳島藩法の場合

上に紀州藩の農村支配の機構に関する研究を、如何なる役割の人と法規と働きが組合わさって勤農川除普請が実施されていくかを理解するモデルを作る為に引用したので、以下徳島藩の場合とこれと対比しながら検討する。徳島藩の基本法である「御壁書23ヶ条」は蜂復賢至鎮によって元和四年（1618）に「裏書4ヶ条」は家政によって宝永10年（1627）に制定されている。これは大阪の陣や島原の乱が終って幕府に対する軍役負担が軽くなった時期であって、立藩以来の懸案事項の集大成としての意味がある。特に前者は全23ヶ条の中16条は直接農民支配政策を示したもので、そこに立藩初めからの農民保護政策と、それを基に農民からの貢租の収奪の定常化を試みる封建的な政策が表現されている。この中から本論の議論に関係する、オ10条の灌漑用水の確保

とオノノ条の川成地の処理に因するものを引用する。前述の紀州藩の農村法の場合と異なり基本法の中にもこれだけの規定がある。「オノノ条 國中水族之勿論從先規之例可任自然其連台ニ水余程相懸井筋は脇溝を掘り隣郷可相養者爲小村余水に違乱可爲曲事々」,「オノノ条 於國中洪水之刻川成候田畠之義百姓及申合者即以按地限其地相改當時川成相付方可爲理運事」しかし紀州藩の「蒼廻之節読開書」に見たような、規定を実施する人の役柄などまで決めてないのは基本法としての性格と考えられる。

次に紀州藩農村法の研究にある法令集に対応する、すなわち基本法が原理的なものであることに対して具体的な指針を述べる条文の収集記録が期待出来る資料として徳島藩によって編纂された「元居書抜」を取り挙げて、2800あまりある条文の中から関係の深いものを番号順に抜出すことにする。「元居書抜」は収録された条文の一番新しい発行年次から考えて12代斉昌の時代天保年間(1830年代)、組織的に行なった事業の成果だと考えられている。なお斉昌の先代11代治昌は立藩以後年とともに歳入で来た気風を改めようとしたが、家老連の反対に達し失敗した10代重喜の後を襲い、独自の改革案を打出している。「元居書抜」は阿波西國の國主に封じられた初代至鎮から斉昌までの代々に発せられた法令を殆ど網羅し、これを編年的に編集したものであり、「御誓書」と「裏書」の趣旨を具体化したものと考えられている。

「731 天明七年(1787) 御山下場々土手近尋諸竹木生茂り風雨之節より動し、右已後出水ニ相成候故、土手相損候竹之義は土手外へも生出自然と水吐指交候」と今でも問題になっている点や、堤防を乗り越え通路にしている所で「根ニ乗り越え通路付年々踏下候ニ付、出水の砌石之所より押入乗候所多有之趣」などの心配事を、引続いて「土手石垣ニ碇水棹林之類指込船繋等仕候様相見候、此等之義ハ土手よわミニも相成候故」と防災意識の低い所では今でも徹底させねばならない条文がある。

「738 寛政二年(1790) 一、大手川除堤地縁崩共、但、大手へ相懸候井利大小とも、一、内川河原掘波戸親、一、住還並土橋とも、一、小谷川、右は御普請奉行受持、一、内川用水懸り、但、内川之相懸り候井利大小とも、一、内川間堤、一、井田、一、築溜、右ハ御蔵奉行請持、名奉行の受持ちを明らかにすると同時に、普請の種類が分かり、行政的対応にそれ相応の細かい配慮の必要があったことを示している。

「741 寛政二年(1790) 從上六歩被下置、四分ハ百姓共より爲相与内候様、先達で申出及下知候、然所御奉行手先ニ寛文四年百姓共依願銀子受被仰付御元居之控有之候、猶又是近仕様建方御入目ニ相拘り、川除難處之疊石等も手薄、當年之出水在々夥難損候ニ付、寛政輕重相分、可成丈ハ御入目様合文丈ニ仕立被仰付度旨、一時藩の負担が増えても良いものを作るべきだの意だとすれば、今に見て来たとの大きく違う。

「744 寛政四年(1792) 石之内入札請買普請願出候村々ハ行着之上市郷入札申付、造用積より銀高相減候ても、猶又伺出候懸り候、此後之儀右様相減候節ハ不伺出落札之者へ取懸可申哉、尤、造用積高より落札銀高相増候得は伺出旨」と落札の要領らしいものが示されて居り、昔のことながらどんな必要があって現在に残るような仕来りが行き渡ったのか、逆に当時のことを窺う一助にもなる。

次は「覚」として出たもので普請に係る種々のきまりが挙げてある。ただ「覚」と次に出る「定」との違いは前述の紀州藩における解釈を準用して考えるしかない。「747 寛政四年(1792) 目路見御奉行の面々出郷之砌、村々屋庄・五人組共不殘兼て御普請相願候場處へ罷在、仕様之趣承知可仕候、尤、見分順路之義も不相聞違様可仕事、附り、右面々見分時ハ百姓共大勢罷出、種々之義を口々ニ相願、又は仕様之善要等区ニ申出同敷候、」
「大手勤農御普請所願之義ハ、毎年ハ月限御普請奉行所へ願出候様、右限月相過ぎ願出候ては不及許容旨、」
「御普請所之義、百姓共五人三人ニて可相清損は常々繕可仕旨は仕古より御定之所、聊之損仰山ニ申成見分受候様之儀此と仕同敷候、」
「普請之儀申付候ハハ、相定日限之通無違滞相仕立可申事、」
「御定之御作法を以南北とも平等ニ被仰付事ニ候、然處、御普請被仰付候上ニて、役数之厚薄ヲ沙汰仕候村方も有之候、尤、地形の趣ニより聊之過不足は可有之候得共、右様兼て之御定を以積り相立候事ニ候得ハ、」
「土石取越丁付之儀ハ、一、御入目之増減ニ相懸り不輕事ニ候得は、隨分念入相調候て聊も相違無之所書付目路見御奉行へ可指出候、」
「仕

様帳面都メ之儀ニ付 村々役人とも之内目路見方へ急々罷出候様石面々より申遣候日限過候ニ不罷出候得は 不得止事普請相除裁も可有之候間」 「春御普請御定之趣四月十日迄ニ不相仕立相残リ有之候てハ、追打被仰付間敷候條 石様之場所此後顧出申間敷事」、「堤之上へ野菜類を蒔キ付、又ハ根置はり狹め候裁ハ兼て御割菜之事ニ候、並出水之節堤・川除等御手当仕様之裁ハ一昨年村々へ嚴數被仰付候」 法とりうよりはむしろ営業担当の契約業務の手引の感じの内容の条文が次々と出て来る。すべて現在でも適用しそうな内容を持ち、当時の普請の実態は我々が考えている以上に組織的であったかと考えられる。

以上の条文は御普請奉行担当と分類されたものだが 以下は郡方の担当とされたものである。この最初は「定」となっている条文で「2124 承応二年(1653) 在々川除並捨石盜取田畠之水よけ或ハ道橋ニ仕 或ハ捨石取くつしかいなど取申者候ハハ 縦童女たりといふとも、其親々可爲曲事候條 常々堅可申付事」、「自今以後捨石方々ニおち散有之候ハハ取集メ 右之所へ遣置へし、自然無沙汰ニ仕候ハバ」、「川除捨石有之所ニて船うつなきヌハ堤ニて牛馬銅草など苅申者於有之は其身は不及言」 「川除堤井理床之儀五人三人役之所ハ常々繕可仕候 若致無沙汰大分破損仕候ハバ」、「在々用水せき申日ハ 縦諸役御免なりといふとも、一家老若ニよらず罷出」 「在々川除之わく木並井理之板かすがい又は圍之杭しからミ盜取者可爲曲事候條、其村方は不及言、他郷迄穿鑿仕」 「井理再越常々無沙汰に仕流し候ハハ、其在所より仕直可申候」 前の条文が「覚」であったのに対しこの条文は定であって「其所之左屋行可爲曲事候間」であるとし「右之條々於相背は、依輕重或過料或可令成敗之條、小百姓ニ至迄」、「右之通在々へ制札老校宛出置候様、彌堅可被申付候」と厳しく罰則の基準を示している。この「定」があるのは逆に護岸の捨石を盗取するような、また条文にはないが木杭を打込んだ水制の頭を切取るような、行爲が日常起っていたからだと解釈するなら、良く云えば農民のしごとさを要く云えばだらしなさかやはりあったのかと感ずる興味深い。

次の条文は「御法度の覚」とあるもので「2148 万治二年(1659) 池堤に牛馬繋申間敷事、池堤に草木はやし可申事、池之樋指引油断仕間敷事、大雨降候節池堤損候ハハ 夜中ニ不寄百姓共罷出切不申様ニ可仕候 左候ハハ爲其土俵・繩兼て北村々庄屋方へ集置可申事、池堤等茅林候ハハ庄屋池守ニ可遣事、水割苗木等老若共手を掛申間敷事、井水方之諸道具かすがめ取者可爲曲事事、掛樋不入時分ハ不損様ニ可仕置事、其村中として繕可仕候 手ニ不及裁ハ池奉行方へ早速可申断候、池破損於有之ハ 其趣目路見某村々夫役令吟味 其所之役ニて相調程之普請ハ早速繕可申付候 所役ニ餘申破損は御仕置所へ可申届候、川除堤勤農御普請被仰付来候處 常々無油断見廻 小破之節所之夫役吟味可申付候」 水利施設と田圃の管理に關して細かい所にまで気を配っていて、奉行は面倒を見るが反面責任の追求の厳しかったことが分る。

「2196 天和三年(1683) 諸土耕田地田畠上節 大川筋は不及言 小々溝川溢候ても被召上来候 雖然御壁書ニ 御國中洪水有之刻川成候田畑之儀百姓等及申分ハ則檢地帳を以某地相改 当時川相付方可爲理運旨被仰出上は 自今以後雖川相溢候 其給人之可被下置候條 此旨可被得其意候」 このような形で御壁書の言う原理が引用され機能しているのに興味を感じる。

「2359 宝二二年(1752) 普請場仕様之裁随分心ヲ付 御入目と仕様之趣考合 手技不仕様ニ出来目等入念無油断相勤」、「惣て普請之場所夫々行届 出来目等心ヲ付 鹿抹無之様ニ可申付候 並御奉行出郷仕裁も遅く候ては御普請先へ相添 農業繁多之時節ニ至り候へハ自然と難行届裁も可有之候條 村々之趣相考」 前項までに種々の禁止事項が挙げられしまうと、最後に残ったのはこれだけと云う感じがする。これらは当然現在でも注意すべきことだが、法という形で言い出さなければならぬ所が違っている。

「2405 寛政三年(1791) 御國中川除・堤・用水之築溜其村々庄屋・五人與常々心懸 小破之繕村中之百姓共可申付事」 「不令破損候様ニ随分可防水 於防留ハ 御普請奉行見分之上其懸ニより御褒美も可被下不及言」、「大水之節諸木堤之流懸節は引揚可申 但 大水ニて難引揚於有之は繋留可申事」、「盜取候者於有之は、不寄何者或ハ搦捕或ハ見届御普請奉行へ可申来 御褒美可被下」、「懸越樋水出之刻流木申様ニ綱付置可

申」「洪水之刻井理懸越施流申 川下ニて取留置者於有之ハ 御普請奉行へ可申来 御褒美可被下事」,「川除之捨石・疊石不引崩縁に女重ニ至近堅可申付」,「洪水ニ付堤川除及破損急々加修理於可然ハ可仕某旨,尤,杭不 笠竹入用之節手寄ニて取合用ひ候義指指支候時ハ 洪水御手当ニ罷出候御奉行共意得を以近處竹木御林ニて伐取」,「新地被仰付候節池床ニ罷成田畑之義 其地主方之或ハ替地被下」 此の迄の前半の条文は洪水に直面した時に為すべきことを規定している。特に流木が堤を痛めるのを心配してか、引き上げるかそれが出来ない時は繋ぎ止めるよう定めているのと、緊急時奉行の判断によって近處の竹木を伐って水防用材としても良いと云っている条文に注目したい。

2405番は更に「在々川除並捨石盜取田畠水除或ハ道橋ニ仕 或は捨石取くつしかになと取申候ハハ」,「捨石方々ニ落ちり有之候へハ 取あつめ右之所へ遣置へし 自然無沙汰ニ仕候得ハ」,「川よけ・堤・いり床之儀五人・三人役之所をハ其在所より常ニ繕可仕候 若致無沙汰大分破損仕候得ハ」,「在々用水せき申日ハ從諸役御免許たりと言共 一家老若ニようす罷出せき可申事」,「在々川よけ之わく木並いりの板・かすかい又は園のくい・しからミ盜取者可爲曲事候條 其村ハ不及言 他郷まで穿鑿仕」,「いり懸ヶ越常々無沙汰ニ仕流候得ハ 其在所より仕直可申候」 この後半は次の2409条の寛政三年に出た「足」と同じものであり、すでに何回も出て来た条文と重複がある。これから判断して奉行がその立場から農民に求めることは以上で大体尽きたと、さらに資料となる条文の収集に落は無いと考えるべきであろう。

以上が「元居書拔」にある勸農川除普請に関する条文の抜粋であって、想像以上に具体的な記述が多いのに驚かされる。しかしこの当然の、むしろ社会的モラルと云えるような規定が繰返して出て来るのが、ここに問題があったと解するなら、さらに具体的ではあるか先の紀州藩の例に比して一方的に庄屋側が圧えられている感拂う為に、当然次はこの法を受け入れた地元の様子を示す資料を調べるのが必要になる。この点に関し「御郡代御用手掛申上書」という郡代が奉行所宛に書いた報告書があって、郡代が農村を如何に見ていたかという実態を分析する資料として役に立つ。

4. 御郡代御用手掛申上の場合

オノノ代治昌は藩政改革の手段として 吉野川沿いの北方と边境と見なされる海部・勝浦郡の南方とに分立している自藩を区別せず「御國中一手」と考えるため、領國の統一の把握を指示し藩内の十郡それぞれに1〜3名全部でノク名の郡代をはじめとする多くの役人を命じている。この郡代達は享和二年(1802)に、その地方支配の実状を述べた報告書を出している。これが「御郡代御用手掛申上」である。ただしこれは一年だけの実状であり、また報告書を書く時の考え方も各郡代同じではなく必ずしも満足出来るものではない。

「名東・勝浦両郡申上書」では「私共愚昧之義ニ御座候得共 偏是迄心得薄所より万事不安内被思召上候印奉恐入 何卒速ニ思召ハ万ニ伐相叶候様仕度奉存候ニ付申談相勤罷在候得共 何分小者之私共」と卑下し「諸事手懸方之仕成 手重罷成万端決着之期ヲ失 日々臨時之繁雜成儀ニ被相妨 吟味訴訟之片付も相潰 且当年勤農御普請之儀も御入目之相減候而己ニ相拘 取付も相潰 且当年勤農御普請之儀も御入目之相減候而己ニ相拘 取付之時節 相後 郷分繁多之時節江も相懸 彼是下迷惑之筋出来仕候段 御書付之御趣意ニ相叶不申重々奉恐入候儀ニ御座候」と仕事が遅れているのを弁解し名東勝浦両郡には何も申し上げる程のことはありませんと突撃している。一方「阿波・麻植両郡申上書」では「先以御壁書を始 其余往古之御記録追々取調候處 万事御壁書ニ相基キ不申而ハ御法令正數被相行申間敷儀 殊明ニ相見候」と御壁書を載き「後半迄々被仰渡多數御座候中ニハ御壁書に相振し候儀茂御座候而 只今至候而ハ御記録も相混候姿ニ相見エ」と法文の整理が出来ないま、末葉にこぼわつて山の中に道を失ったことを歎き、治昌の祖法復帰宣云にも良く沿っている。

いずれにしても地方支配における郡代と農民の間の行政的接点はなく 年貢諸役の収納や勤農川除普請などに見られる再生諸条件の整備拡大および訴訟の取扱が報告として挙げられている。以下例によりこの中から関係するいくつかを書出してみる。最初に紹介するのは「阿波・麻植両郡一昨年以來相手掛御用方申上書」の一部で、先

に述べた藩主の意を解した好ましい例であり、ここで言われている出水は報告書の書かれた享和二年（1802）から考えて前年の秋のいわゆる喜来水と呼ばれるものである。ちなみに前回の報告で取り挙げた資料すなわち丹兵卫日記の著者丹兵卫が復田に一生かけた災害もこの喜来水によるものである。

「村々水難之者共始地盤極困窮之者大水ニ付飯料等も無之者共彼是相調私共存御米等指達其工大水之砌彼是出精仕危難之者共相救者夫々出御先へ呼出相応之賞美等申付候處水難困窮ニ相苦罷在候者は勿論一統難有誠ニ骨髓ニ徹感激仕義」と被害にあつて困窮している者1195のみに御米957石が下されたとある。主意の有難さに感激したと言う記述は、本念のある所を問題にするとむづかしいが、どの報告にも記述されている。なお救援に精を出した者に褒美が出ているのは相当余裕を持って災害を見ていることを示すと思われる。「困窮人共多葛藤解等之根掘候義凶年之節ハ掘跡夥數相見へ候處昨年御米口遣候ニ付小白姓共御影を以飢相渡当春ニ至候而も格別葛藤之根を掘候者も相聞へ不申」 困窮した者は葛藤を食して飢を凌いでいた話は言い伝えとして行渡っているが、ここでは著残された事実を読むことが出来る。

「出水之節ハ右切口より水押込差当難捨是奉存夫々手当不仕候而ハ下々難哉迷惑之姿顕然仕候ニ付右様無儀場處之儀ハ無残御普請仕らせ度奉存」とこの報告は郡代は農民を痛めるという一般的な認識に反し、この場所には堤防を築いてやらねばと云う積極性が注目される。「私共見及候處ハ右切口より田地押込候土石等多ハ其地主地横へ取除ケヌハ如地相成候場處迄近砂持出御座候而も地理仕候心底聊相見不申候ニ付是以不正之土も御座候哉と奉存」、「左屋五人組共為存其終ニいたし置候儀如何相心得候哉と相札候所彼者共申出候ハ是迄勤農御普請節其辺迄土石持候得ハ夫より埋出候儀ハ賃金被下置候旨申出候ニ付申渡候ハ甚不心得之儀相頭共始五人組共ニ迄貪欲之心底相違無之既ニ御普請之儀ハ下々迷惑之姿を以願出候懸右様大破之場處其辺迄持出候土石を以直ニ地掘し之處ニ取捨候得ハ二重ニ人夫等も相懸不」、「彼是不埒之旨申渡候處一統恐入迷惑仕候段申出」、「御分乏者共大ニ出精仕前段申上候大破之場處之勢相集村ニ寄候而ハ女子共造人々相応之仍仕体ニ相見広大之地掘地川之様ニ相成候處も大半立候」、「大破之場處等も悉自力を以地理仕是迄大敷之御入目銀相懸り候御場所兩郡ニ而聊ニ拾實目程之御入目ニ而出来」 かなり長い範囲を拾い読みしたので理解しにくいと思うが、川成地の土砂を当座の被害復旧に必要なだけ取除き、最終的な復旧は後に残して少しでも多く賃金と得ようと計る農民側の態度を不正として追及する正義派郡代がいたのを知るのは興味がある。

「竹植付させ候得ハ地緑とも堅ニも相成水防宜敷右様ニ仰付」においては一統難有旨申出候ニ付穂付方之儀彼是筋竹御役人共申談先差当候場所之少々宛植付仕らせ追々川添村々藪付ニ相成程能相生候得」 吉野川流域に洪水による被災を減少させる為の竹藪が栄達し、現在でもまだ多く残っているのは有名であり、この発生に因する一つの資料がここに見出せたのは意外であった。勿論竹藪の効果は以前から分っていたと思われるが、大規模な増植にはやはり郡代の政治力が必要であったのだらうか。

次に挙げるのは「板野郡一昨年以来御用方相手掛の申上帳」の一部で「往吉村之義ハ格段困窮仕先年より御年貢引買へ出紀家罷成候者ハ数十人御坐候近年御年貢之儀厚免ニ□□其上新田用水被仰付候處隣郷矢上村右用水堀□へ相当候百姓共故障之義申出候ニ付御蔵奉行御覧見之□□彼是申談出御仕見分をも仕候而兎角相行□□御座候處其節海部郡代出府仕罷在候ニ付猶又厚申談候処早意御壁書才ナエ御ケ條ニ相基故障難相立筋と屯決仕候ニ付百姓共ヘ右趣意篤く申渡候處を院御請仕候ニ付則用水被仰付候」 非常に困窮してやっと用水の普請の認められた往吉村と その普請が行なわねと困る矢上村との争いに、郡代制度の先進地海部郡の郡代の意見が入り、藩の基本法である御壁書才十條の用水の管理に関する規定を持出したりする考え方、また問題が解決していくまでの御壁書の存在意義が具体的に記述されている。

申上帳の最後は名西郡のもので「御普請相連取申候広々人夫相掛之處右様申出出精仕之儀ハ昨年厚御手当被仰付時々御手抜なく被仰付候儀厚難有奉存」、「是迄広々御入用御掛居申場所之儀ニ御座候處兎角相保不申破壊仕ニ付右枝川漸々広々ニ相成」 「西覚円御国へ水先口相当りし様相見申候私共一統水道之儀者猶更不案内之儀

ニ候得共唯今之犬川筋之姿ニ而ハ右御場所假令此上広大之御入用懸御普請被仰付候而も其詮無御座候奉存候ニ付
当年右御場所御繕之儀ハ先當時之御手当置候」御普請を行なつてもらうて有難いという表現は他の場所と同じ
だが、それでも後で破損したと書いてある。これは築堤効果への疑いとまで深く読むべきか否かわからない。さ
らに最後の段で普請は当座の応急的なものに止めたと書いてあるが、これを郡代の積極的な意見とみるが單なる
抵抗と見るかもむづかしい。

以上の申上帳の書抜から農村法の下での地方農民と接する藩側のオー線郡代の動きの一端、狭い徳島藩の中
でもいろいろな動きをした例があり決して単一の結論で律せられることではないが、を見ることが出来る。すなわ
ち藩政時代においてもなかには案外現在に感じに通じる、すなわち積極的に動いていた郡代のいたことが分る。
もっとも紀州藩に因する記述の中で郡代のサラリーマン化と大庄屋の実力を強調した論文を先に読んだ為、阿波
麻植郡の申上書に見られる郡代の動きが新鮮に見え、強いて対立するものに見えてしまったかもしれぬ。

5. オ十堰出来申伝記録の場合

従来河川の治水史を調べる場合、その河における大きなプロジェクトの背景などが論じられることが多いのは
明らかである。この立場によるなら紀の川の場合だと小田井堰と取挙げることになり、吉野川の場合だとオ十堰
と取り挙げねばならなくなる。しかしオ十堰の由来に因するオ一次資料は多くはなく、大正年間に御大典記念と
して出版された阿波民政資料にある「オ十堰出来申伝記録」すなわち昔からの申伝えを書記したもの、が著
者が今迄に読み得た一番古い記録である。ただ本論の場合はこの中の最後の節「平石村左屋繁右衛門大松村左
屋丹右衛門為亮頭と川筋と川筋見積四十四ヶ村申談オ拾村に而新川堰留相願御普請被仰付候由今之オ十堰是也將
又井組村義は前文の通四十五ヶ村に而有之處其後除村出来候而寛政年中之頃は三十八ヶ村に相成申由にも有之候
右御普請御出来之砌は大松村丹右衛門平石村繁右衛門御召出被遊始終御普請裁判被仰付相勤候由」と地元村々の
左屋が亮頭となり、御目路見奉行と岡奉行の現地調査の結果普請が決定し、前記の左屋が普請中裁判を仰付られ
たのを読むのがむしろ重要である。すなわち農村法で各所に左屋の名が出て来たこと、またそこに名の出た左屋
はオ十堰というプロジェクトを計画する技術的な実力とこれを遂行する社会的信頼を得ていた人物であったこと
が分かる。

以上説明して来た様な郡代と左屋の立場の葛藤の中で勤農川除普請が行なわれ、明治の初め吉野川下流平野で
は著者が別の場所に紹介したような多くの堤防が藩政時代の遺産として存在していたことになる。最後に次の資
料を挙げて本論を終りにしたい。「桜井大 禄御申渡 三木助三郎 吉野川通大幸村より里浦迄 広島浦より長
浦迄堤防取締役申付候事 壬申(明治5年)四月二十四日 名東果方」,「今般堤防締役差置候ニ付而、自分水
利惣裁判肝煎并に惣裁判以下裁判役之名儀廢シ、一村 堤防用水堰之儀は、地 村役人共ニ而諸事被扱、組合堤
防及用水堰之等ハ組合村々より人撰、惣役之者 大ニ準、一兩名或ハ兩三名も差出、何レモ堤防締役指揮ヲ受
都而不取締無之様可致事 壬申三月 堤防締役へ」・これは明治初年官の組織が目まぐるしく変化した時代、土
木寮が全国水路の分画、河流淤流の探討、堤防の新築、堰塘の修造、河溝の浚渫、津港の便利を司ると云って
いた時代に出たものである。この時代でもなお農村に居る有力左屋が堤防取締役として管理の責任を買っていた。

6. あとがき

農村における勤農川普請の厂史を考えるという目的で、今回は農村法の中にある関連記述を中心に、手に入る
だけの資料の検討を行なった。個々のエピソードの列挙に終って確たる背景を掴むと云うには程遠いが、新しい
認識への試みと見て頂ければ幸です。なお種々の資料を借出したり、借用のための紹介をしていたいただいた徳島大
学教養部の石躍先生に御礼を言いたいと思います。参考書として本論中に表現しきれなかったものとして徳島藩
の史的構造中の三好昭一郎と安沢秀一の論文、藩法集三徳島藩編と大竹秀男の解題、三木文庫所蔵の堤防治水、
国文学資料館所蔵の御郡代御用手掛申上(峰頂賢家文書)地方史研究誌中の安沢秀一の論文などを追加して挙げ
厂史の素人が勝手に解釈をしながら読み続けたことに対し御許しを得たいと思います。